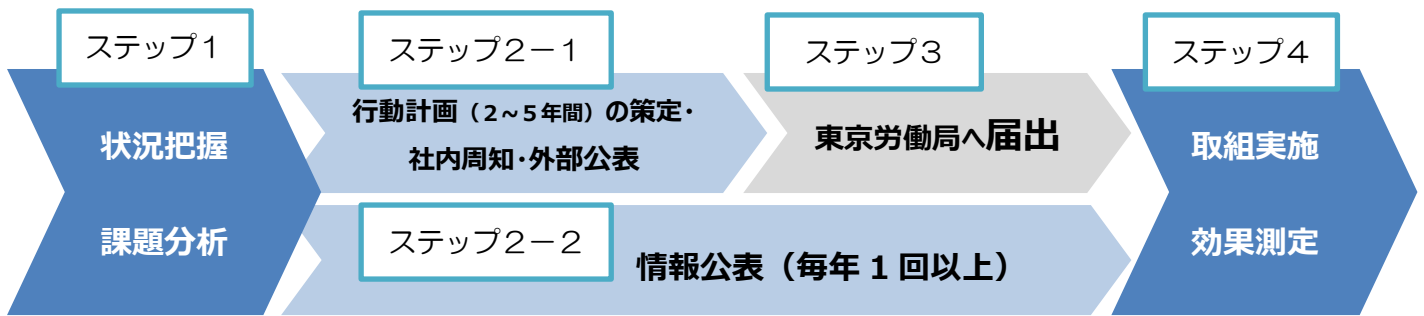


女性活躍推進法 一般事業主行動計画

行動計画策定・取組までの流れ



★パンフレット「一般事業主行動計画を策定しましょう！！」をよくご覧ください。

★パンフレットや届出様式は、[厚生労働省](#)、[東京労働局](#)のHPからダウンロードできます。

女性活躍推進法



よくいただくご質問

Q1 **状況把握** 「基礎項目」と「選択項目」がありますが、すべて把握する必要がありますか。

A1 必ず把握する必要のあるのは「基礎項目」です。

「選択項目」は、「基礎項目」の把握だけでは行動計画が策定できない場合や、より深く課題分析を行いたい場合にご活用いただけるものです。「基礎項目」を把握した段階で課題が分析され、その課題を解決するための行動計画を策定することができれば、必ずしも「選択項目」を把握していただく必要はありません。

Q2 **状況把握** いつ時点の数字を把握する必要がありますか。

A2 いずれも直近の事業年度で把握してください。基礎項目の「男女の平均継続勤務年数の差異」と「管理職に占める女性労働者の割合」は、直近の事業年度のいつ時点の数字でも差し支えありません。

Q3 **行動計画** すべての課題について、目標を立てる必要はありますか。

A3 目標は、数値が含まれており1つ以上定めていれば法律上の義務を履行したこととなります。行動計画の策定例は、パンフレット「一般事業主行動計画を策定しましょう！！」のP20,21に記載していますのでご参考にしてください。

Q4 **情報公表** 行動計画の公表とは違うのですか。

A4 行動計画の公表のほかに、情報公表として、自社の女性の活躍に関する情報（省令で定められた14項目のうち1項目以上）を公表する必要があります。求職者の企業選択に資するとともに、企業にとっては優秀な人材の確保や競争力の強化につながることを目的としています。

Q5 **情報公表** 「女性の活躍推進企業データベース」の操作方法がわからないのですが。

A5 運営業者（東京海上日動リスクコンサルティング(株) 電話03-5288-6582）にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

Q6 **届出** 策定届出様式はどこにありますか。

A6 届出様式は、厚生労働省、東京労働局のHPからダウンロードできます。

女性活躍推進法



様式第1号 一般事業主行動計画策定・変更届（女性新法単独型）

行動計画を**労働者に周知**し、**外部に公表した後**に東京労働局雇用環境・均等部に策定届（様式第1号）を提出してください。

Q7 **届出** 策定届（様式第1号）の項番9（1）の「分類」欄には、何を記載すればよいですか。

A7 項番9（2）の①～⑤の分類のうち、数値目標の内容に該当する番号を選んで記載してください。なお、項番9（2）で○を付していただく取組内容は、数値目標を達成するためのものですので、9（1）に記載のある分類の番号の取組内容に○が付いている必要があります。

Q8 **届出** 手段及び届出先について教えてください。

A8 持参または郵送で東京労働局雇用環境・均等部指導課女性活躍推進法担当あてに提出をお願いします。受付後の控えをご希望の場合は、届出のコピーと切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

●**女性活躍推進法**一般事業主行動計画策定届の提出・問い合わせ先

東京労働局雇用環境・均等部指導課 女性活躍推進法担当

〒102-8305 千代田区九段南1-2-1 九段第三合同庁舎14階

TEL 03-3512-1611（土日祝日を除く平日午前8時30分～午後5時15分まで）

●個別相談

【期間】平成29年7月～平成30年3月中旬

【対象】従業員数300人以下の中小企業経営者・人事労務担当者の方

課題分析、行動計画策定についての相談対応です。

女性活躍推進センター（一般財団法人女性労働協会）

TEL 03-3456-4412

※厚生労働省から一般財団法人女性労働協会への委託により実施（中小企業のための女性活躍推進事業）

●行動計画の公表&女性の活躍に関する情報公表先

厚生労働省「女性の活躍・両立支援総合サイト」内の「**女性の活躍推進企業データベース**」

<http://www.positive-ryouritsu.jp/positivedb/>

